

奈良県県民くらし相談センター機械警備提供業務委託に係る仕様書（案）

本業務委託は、警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく機械警備業務であって、法令等の定めによるもののほか、下記のとおりとする。

1.1 調達内容

a) 案件名

奈良県県民くらし相談センター機械警備提供業務委託

b) 業務期間

- ・機械警備導入に係る業務委託

契約締結日（予定：令和8年3月）から令和8年3月31日まで

- ・機械警備運用に係る業務委託

令和8年4月1日から令和13年2月28日まで

c) 調達方法

一般競争入札

d) 調達範囲

本仕様書による調達の範囲は、以下のとおりである。なお、本仕様書に記載されていない項目については、別途協議のうえ定めるものとする。

1.2 業務の目的

奈良県県民くらし相談センターにおける防犯、盗難等を防止するとともに、違法・不当な行為を排除し、防火・非常通報活用し、同施設の円滑な運営に寄与することを目的とする。

1.3 業務委託の範囲

a) 機械警備の対象（以下「警備対象物件」という。）

・名 称 奈良県県民くらし相談センター（近鉄高天ビルテナントの賃貸）

・所 在 地 奈良市高天町 38-3

・構造規模 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上6階・地下1階・塔屋2階

・対象場所と面積 6階：290.43 m² 620 区画

5階：99.16 m² 514 区画 54.42 m² 516 区画

3階：49.09 m² 311-2 区画

2階：207.36 m² 214 区画

b) 警備方法

機械警備システム

（異常感知装置、自動通報装置及び警備員による対応を組み合わせた警備活動）

2.0 機械警備導入に係る業務委託

本業務は奈良県県民くらし相談センター（以下「センター」という。）における防犯、盗難等による被害拡大を防止するとともに、違法・不当な行為を排除し、防火・非常通報のため、必要となる警備業務用機械装置（警備業務対象施設に設置する機器により感知した不法侵入者・器物破損・盗難等の事故の発生に関する情報を受託者の監視センターに送信し、及び受信するための装置をいう。）を設置・設定する業務をいう。

2.1 警備業務用機械装置の全体仕様

a) 通信接続回線に関する維持・管理費は、すべて受託者の負担とする。通信接続回線は、回線の断線監視又は携帯電話通信による2重化（異なる通信会社）で対応可能な機能を有するものとする。

b) 施設を運営する上での任意の個別管理区画（以下「管理区画」という。）内に最大6エリア以上をソフトで設定が可能な機能を有するものとする。また、6階の機械警備本体装置は、各階執務室・3階倉庫の機械警備附属機器と双方向で操作が可能であることとする。

さらに、委託者が事前に指定した時間において警備業務用機械装置が警備警戒状態に移行しているかの確認機能を有し、委託者が予め指定した時間に警備警戒状態に移行していない場合はそ

の旨を委託者に対し通信等の手段を用いて知らせるほか、自動で警備警戒状態に移行するものとする。

c)接続する商用電源が停電・瞬停時等も一定時間機械警備業務を継続できるよう対策すること。また、バッテリー等の電圧が低下した場合には、機械警備本体装置で異常の監視が可能であり、復電後に自動で復旧すること。計画停電時には、委託者による復電後の正常動作確認が必要ない仕組を構築すること。

d)主たる異常感知装置において不法行為異常事態発生感知が可能であり、異常事態発生の状況を時系列にて履歴管理し、受託者の基地局監視センター（以下「監視センター」と言う。）に送信できる機能を有すること。また、警備業務用機械装置は画像処理による防犯センサー機能を有するものを含むこと。

e)異常感知装置は、正常な監視を妨げる行為や設置している装置を強制的に排除変更する行為等がなされたことを感知する機能を有すること。また、それが正常な機械警備業務の妨げとならないよう、適時監視センターに通報する機能を有するものとする。

f)機械警備本体装置は、異常発生場所の識別及び異常発生原因等の状況や、管理区画情報を監視センターへ通報できるものとする。また、室内へ不法侵入した者に異常感知装置が反応した場合には侵入経路を時系列に記憶する機能を有すること。

g)防犯管理の画像センサー及び音声マイクスピーカーを使用する場合は、異常の発生がない限り、監視センターで警備対象物件の内部の状況は見聞きできない機能となっていること。

h)非常通報ボタンは、無線式方式として監視センターへ通報できる方式とローカルにて各階の非常通報ボタンが押下されたことを6階・5階・2階で表示し、非常通報異常表示器に表示しながら非常通報ボタンの押下が発生した他の階への通報も行うこと。非常通報ボタンの無線機器受信アンテナは監視センターへの通報とローカルでの通報をすること。又、非常通報ボタンの電池切れや機器自体の異常信号の場合も監視センターへ通報するものとする。

i)機械警備本体装置は液晶表示機能（日本語表示）を有し、一斉監視と個別監視が選択できるほか、異常発生時に復旧操作が可能であること。またバッテリーを搭載し落雷などの瞬停時にも対応可能とすること。

j)機械警備本体装置の設置場所は別添のとおりとする。委託者への連絡を速やかに行うため、連絡先名称及び連絡先電話番号を明示すること。

k)警備業務用機械装置については、受託者の所有とし、その維持管理は全て受託者の負担において行うものとする。

2.2 警備業務用操作 I C カード仕様

a)委託者による警備業務用機械装置の操作運用（機械警備のON（警戒）およびOFF（警戒解除））においては、警備業務用操作 I C カード（以下「I C カード」という。）を利用するものとする。

b) I C カードは、JIS Q ISO27001 を取得している情報管理セキュリティが確保されていること。発行枚数は21枚（管理区画ごとに5枚×4区画+マスター1枚）で、追加がある場合は有償で1枚から発行可能であること。

c)認証方式は、I C カード内の情報を改ざんすることができない、複製等が困難な個別番号を使用すること。

d)認証は非接触方式（FeliCa、MIFARE または typeB）であること。

e)機械警備警戒解除に要する認証のためのI C カード登録は、I C カード個別登録認証が可能で、権限が付与されたI C カードのみであること。

f) I C カード情報に基づく警備警戒開始及び解除操作・異常履歴や出退勤履歴を汎用パソコンにてCSV型式にて取り出しが可能であること。なお管理区画毎の警戒解除を行った日時時刻情報は、委託者がインターネットにて情報を取り出せる環境が整備されていること。

g) I C カードは、入室管理（別途追加発注がある場合）にも対応が可能であること。

2.3 防犯監視カメラ仕様

a)カメラから直接LANを経由し映像データを送出可能なネットワークカメラまたはAHDカメラであること。

b)映像データは以下の仕様とする。

- ・データ形式 H.264 又は H.265

- ・映像サイズ 最小 640×360～最大 1920×1080 同等または以上
- ・伝送レート 最小 1fps～最大 30fps 同等または以上
- c)日中と夜間など、周囲の照度の変化に応じて感度を自動的に切り替え、もしくは近赤外投光により、照度の低い場所でも監視を可能とすること。
- d)設置する防犯監視カメラは国産とする。仕様は以下の表より同等もしくは上位以上とすること。

形状	ドーム型
音声入力	内蔵マイク（内蔵しない場合は別途集音マイクを設置すること）
撮像素子	1/2.9 プログレッシブ CMOS
最低被写体照度	0.071x（カラー）/F1.8/01x（白黒 IRLED ON 時）
画角	水平画角：109° 垂直画角：59°
近赤外照明	あり 10m
プライバシーマスク	5カ所（任意にエリアを指定可）
モーションディテクト	4カ所
取扱説明書	取扱説明書（日本語）
カメラソフト	受託者制作物

2.4 映像音声録画装置仕様

- a) 6階に設置すること。記録媒体はHDDとし、記録データは、画素数：最大 1920×1080 ピクセルで 10 枚/秒以上 24 時間連続録画を行い、14 日以上保存可能とする。但し、最終的な記録方式は協議の上決定する。
- b) モニターへの画像出力機能を有すること。
- c) タイムゾーンの設定を Tokyo JST とし、変更できないものであること。
- d) 搭載された記録媒体が故障した場合に同一互換性がある記録媒体の保守交換が可能であること。なおその費用は受託者が負担すること。
- e) 防犯監視カメラとの通信 LAN からのサイバーセキュリティ機能を有し、外部から攻撃を受けた場合にそれを検知し、自動的に攻撃元からの通信を遮断する機能を有するものであること。（AHDカメラの場合を除く）
- f) 記録映像再生専用アプリケーションが搭載されており、記録映像再生のための専用パスワード設定が可能であること。
- g) 機械警備・監視中に停電や記録媒体・通信などを含む異常（以下「代表異常」という。）を 24 時間監視し、代表異常が発生したことを機械警備本体装置に出力可能とすること。
- h) 記録映像再生機能は、再生、逆再生、一時停止、停止、コマ送り、コマ戻し、早送り、早戻しを可能とすること。
- i) 日時を指定して記録映像の検索が可能であること。
- j) 音声録音機能を有し、本件で設置する防犯監視カメラは全て録音できること。

2.5 モニター仕様

- a) 防犯監視カメラのライブ映像及び映像音声記録装置からの再生は、単画面、分割画面、一括画面表示（最大 16 画面）を可能とすること。
- b) 操作設定により、1 画面で複数の防犯監視カメラ映像を表示する場合の対象及び表示レイアウトを設定可能とすること。
- c) 単画面及び分割画面表示の際、任意の表示時間を設定して、ローテーションによる映像の表示切り替えが自動で行われる設定が可能であること。
- d) 防犯監視モニターは業務用 21 インチ以上とし、6 階に設置すること。

e) 5階・2階執務室にビューア装置を設置する。業務用21インチ以上とし、全カメラの選択表示を可能とすること。

2.6 防犯監視カメラシステム（防犯監視カメラ、映像音声録画装置及びモニターにより構成）仕様

- a) 不正操作を防止するため、モードロック（認証番号設定による操作権限）機能を有すること。
- b) 将来的な防犯監視機能強化のため、本件で設置する防犯監視カメラ以外に7台以上増設可能であること。
- c) 操作権限を限定するため、全操作ができる管理者権限のほか、操作項目を限定したユーザー権限の登録が可能であり、IDとパスワードによるログイン制御機能を有すること。
- d) システムのハードウェア異常（温度超過・FAN故障・停電・機器異常）を検出可能であること。
- e) 記録媒体の異常を検出できること。
- f) 防犯監視カメラへのケーブル断線・抜け等、正常に画像信号を受信できていないことを検出する機能を有すること。
- g) 現在の異常一覧表示及び異常履歴表示が可能であること。

2.7 インターホンカメラ付玄関子機及びインターホンモニター付親機・親機（増設）仕様

- a) 以下のとおり、2系統で構成することとし、設置場所及び仕様は次のとおりとする。なお不具合が発生した場合は自己診断のうえ、インターホンモニター付親機（以下「親機」という。）またはインターホンモニター付親機（増設）（以下「増設親機」という。）の画面に表示が可能であること。

A系統構成設置場所

インターホンカメラ付玄関子機・・・6階受付カウンター卓上
親機・・・6階執務室
増設親機・・・5階執務室

B系統構成設置場所

インターホンカメラ付玄関子機・・・2階廊下壁面
親機・・・5階執務室
増設親機・・・6階執務室

インターホンカメラ付玄関子機（以下「子機」という。）

- ・カメラ画角 左右170°×上下105°と同等若しくは以上
- ・カメラ有効画素数 150万画素 同等若しくは以上
- ・最低被写体照度 5lx 同等若しくは以上
- ・防水規格 IP54 同等若しくは以上
- ・周囲が暗いときに夜間照明用LEDを点灯させる機能を有すること。
- ・周辺が暗い時は呼出しボタンの位置がわかるような機能を有していること。

親機

- ・プレストーク機能を有すること。
- ・画像録画機能は、子機の映像を30件以上保存可能であること。
- ・液晶ディスプレイサイズは7型以上
- ・液晶パネル画面の明るさ及び受話音量は調整が可能のこと。
- ・液晶パネル画面上で訪問者をズーム機能で拡大し表情や行動を確認できること。

増設親機

- ・液晶ディスプレイサイズは7型以上とする。
- ・液晶パネル画面の明るさ及び受話音量は調整が可能のこと。
- ・液晶パネル画面上で訪問者をズーム機能で拡大し表情や行動を確認できること。

- b) 子機と親機・増設親機の間、親機・増設親機の間で呼出・通話を行えること。また子機のカメラで映した映像を親機・増設親機に表示するほか、録画ができること。

2.8 設置業務

- a) 設置作業は午前9時より午後6時までの日中作業とする。停電等を伴う作業の場合は、事前に委託者と協議の上日程を調整し、賃貸管理者、他の利用者の通常業務に支障をきたさないよう極力配慮すること。
- b) 各機器をつなぐ配線ルートを調査・確認し、使用できる既存設備（ケーブル・ラック・配管等）についてはそれを活用し、必要に応じて受託者の負担にて新規に電線・配管作業等を行うこと。なお機械警備システムのための商用電源と縦通線ルートは、添付資料「商用電源確保と縦通線ルート確保」のとおり委託者の負担により別に施工する。
- c) 原則隠ぺい配線とすること。ただし、委託者が事前に露出施工等を承諾した場合はこの限りではない。
- d) 建物躯体に貫通処理を伴う場合は事前に施設担当者と協議の上、受託者の負担にて作業すること。なお貫通処理をした場合、契約終了時に委託者の指示があれば受託者の負担にて原状回復を行うこと。防火壁を貫通した場合等は防火処理を行うことや耐火パテ等の耐火措置を行うこと。
- e) 天井内に増幅器やスイッチングハブを設置する場合は、設置作業完了後にメンテナンスを行えるよう点検口を設けるか既存点検口付近に設置すること。
- f) 作業にあっては安全管理を十分に注意すること。作業工程について委託者と調整を行うこと。
- g) 仕様をもとに誠実に履行し、設置業務を完成させること。
- h) 設置作業に際しては、当該作業に必要な資格を有した現場代理人をあらかじめ定め、作業中はこの者を現場に派遣し委託者との連絡、指示事項の処理及び作業全般の責に当たらせること。
- i) 作業者名簿及び作業計画書を事前に委託者に提出し、設置に際しては受託者の会社名が記載された作業者のネームプレート等を装着すること。
- j) 工事日には、就業前に当日の作業予定を委託者に報告するとともに、作業終了後は当日の作業進捗状況を委託者に報告すること。ただし、作業日報等の方法に代えることができる。
- k) 作業者の安全、衛生、資材等の整理整頓・清掃等の他、火災、盗難防止など現場の管理に万全を期すこと。
- l) 作業に際し、他の工作物に損害を与えたとき又は第三者の生命、身体に危険を及ぼしたときは、受託者の責により速やかに必要な措置を講じるとともに、直ちに委託者にその状況を報告すること。
- m) 作業に当たっては、可能な限り委託者及び賃貸管理者、他の利用者の通常業務に支障のないようすること。添付資料「近鉄高天ビル工事における基本指針」を遵守すること。
- n) 作業箇所等の軽微な変更が生じた場合は、受託者は委託者と協議の上これに応じること。
- o) 作業基準
 - 施工基準は次の規格に準拠すること。
 - ・日本産業規格（JIS）
 - ・全米通信工業協会・電気工業協会規格（TIA/EIA）
 - ・日本電気工業会標準規格（JEM）
 - ・電気設備技術基準（経済産業省）
 - ・電気設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- p) 既設の建物付帯設備が本件設置に当たり同一場所に設置する場合は受託者の負担にて既存設備を撤去すること。また、撤去に当たり、壁等の補修が必要な場合、基本的に同等の素材を用いて補修すること。

2.9 導入計画書及び業務報告書

- a) 受託者は、契約締結後速やかに、以下の書類を委託者に提出し、承認を受けること。
 - ・導入計画書類
 - ・機器構成システム図（案）
 - ・設置機器仕様書（姿図等）・機器一覧表
 - ・機器設置場所毎に設置参考図
 - ・機械警備操作手順書（標準・簡易）各1部・日本語取扱説明書に限る
 - ・本システム障害時に応する事業所の名称、場所、所要時間、対応ルートを記載した書類
- b) 受託者は設置作業開始の7日前までに、以下の書類を委託者に提出し、承認を受けること。

- ・「近鉄高天ビル工事における基本指針」に基づく各種書類
 - ・作業届出書
 - ・作業体制表
 - ・作業者・車両内訳表
 - ・作業工程スケジュール表
 - ・導入計画書類（既提出内容から変更があった場合のみ）
- c) 機械警備導入に係る業務委託の履行期限までに、業務報告書として次の成果物を納品すること。
- ・設置機器仕様書（姿図等）・機器一覧表
 - ・機器構成システム図
 - ・機器設置平面図・系統図
 - ・写真台帳（作業前・作業後）
 - ・機械警備操作手順書（標準・簡易）各5部・日本語取扱説明書（2部）
 - ・機械警備防犯ステッカー 10枚程度
- 機械警備防犯ステッカー及び防犯監視カメラ設置ステッカー（日本語を含む2カ国語以上表記）なお、貼付時に破損などによって再度必要となった場合は必要数を無償提供とする。
- ・24時間対応可能な受託者社員での音声電話受付対応連絡番号を指定すること。

2.10 その他

- a) 見積金額に納品、既設機器の撤去処分、その他備品設置等に係る諸経費を含むものとする。
- b) 機器設置に当たっては委託者と日程調整をすること。
- c) 機器設置の際、必要に応じて床・壁等建物を破損しないよう養生を行うこと。
- d) 機器設置の際、故障・異常・製品の傷等の不具合を発見した場合は、速やかに対応すること。
- e) 備品及び配管等の設置作業を要する場合については、全て受託者の責任で行い使用可能な状態に設置すること。
- f) 機器設置に際し、既設備品の移動等を要する場合については安全に配慮し行うこと。
- g) 設置後、空間センサー及び画像センサーの感知範囲調整は、委託者立ち会いのもと確認すること。
- h) 受託者は、契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により、受託者が自ら設置した警備業務用機械装置及び配線が不要となった場合は、契約期間の終了にあっては委託期間終了時に遅滞なく、契約の解除または契約の変更等にあっては委託者の指定する期日までに委託者の承諾、監督の下に全て撤去すること。なお、その負担については別途協議する。
- i) 取扱操作説明は委託者の指定日時に行うこと。
- j) 業務報告書の図面及び操作手順書は受託者にて次期更新撤去まで電子保管することとし、委託者より再提出要請がある場合に対応すること。
- k) 電子保管される電子媒体へのアクセスにより、参照履歴や取り出し履歴が保存管理できること。

3.0 機械警備運用に係る業務委託

本業務はセンターにおける防犯、盗難等による被害拡大を防止に努めるとともに、違法・不当な行為を排除するほか、防火・非常通報の運用による警備業務、警備業務用機械装置の保守（フルメンテナンス）をいう。

3.1 警備業務の概要

- a) 不審者、不法行為者の早期発見と措置
- b) 警備対象物件の異常発見、通報及び緊急措置
- c) 火災の早期発見と初期消火の対処（消防隊活動への補助）
- d) 盗難の早期発見と阻止
- e) 警備業務用機械装置の点検操作を含む正常作動確認、監視及び異常発報時の措置
- f) その他不測事態の防止と阻止
- g) その他警備関係で委託者側の指示事項

3.2 警備業務実施要領

「機械警備業務」とし、警備業務用機械装置を設置のうえ、個別警戒方式（以下「管理区画方式」という。）にて実施するものとする。

※「管理区画方式」とは、管理区画単位で機械警備の開始・解除の操作が行え、機械警備の開始・解除・異常発生・異常復旧などの各種信号を送信できる機能を有した制御器機を用いた警備手段をいう。なお防犯・火災・非常通報を含む各種異常信号は、管理区画毎に監視センターへ信号の送出が可能な機能であること。

- a) 委託者は、警備対象物件の防火、防犯、非常通報その他の事故防止上必要な措置を行い、各管理区画の最終退出者が、警備対象物件の開閉確認を行い、警備システムを「ON（＝警戒）」の状態とする。これにより警備対象物件の機械警備を開始する。
- b) 各管理区画の最先出勤者は、入室時、警備システムを「OFF（＝警戒解除）」の状態とする。これにより警備対象物件の機械警備を終了する。
- c) 警備用装置類は、発生した異常事態を監視センターに自動的に通報する機能を有するものとする。
- d) 発生した異常事態が侵入盗難に関わる場合、その事態を阻止するための最適な措置を速やかに講じることを目的として、主たる異常感知装置は発生自体の詳細について的確かつ迅速に監視センターに通報する。その手段として、警備用装置類は、発生した異常事態を複数枚の画像又は映像及び音声により感知・記録する機能及び異常を感知した警報装置を特定できる機能を有するものとする。
- e) 監視センターでは、警備業務用機械装置を常時監視し、警備対象物件に異常が発生したことを感知したときは、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持するための最良の措置を実施する。受託者の警備員の出動が必要と判断した場合は、これを速やかに急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。
- f) 監視センターでは、上記e)の警備業務用機械装置の機能に基づき、警備対象物件の異常事態の内容を映像及び音声で的確に捉え、必要に応じ不審者、不法行為者に音声による警告を行う。
- g) 監視センターでは、異常事態の確認の結果必要と認めたときは、あらかじめ届出を受けた委託者の責任者へ電話にて緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄消防署並びに管轄警察署に通報する。
- h) 受託者の警備員は、監視センターと連携を密にし、監視センターの指示に基づき警備対象物件の異常事態に的確に対処する。
- i) 警備対象物件に到着した受託者の警備員は、異常事態確認後、その拡大防止措置をとり、受託者の監視センターにその状況を報告する。
- j) 警備業務用機械装置は、警備対象物件で発生した不法侵入者・器物破損・盗難等の事故の発生に関する情報を、受託先の監視センターへ自動通報するものとする。
- k) 受託者は、機械警備業務開始後に警備業務用機械装置に故障等が発生した場合、覚知から直ちに部品調達のうえ修理が行えることとする。

3.3 防犯監視カメラ運用要領

代表異常を警備業務用機械装置にて24時間監視すること。防犯監視カメラ・映像音声録画装置は、必要な時は受託者の責任においてソフトウェアのバージョンアップを行うこと。

3.4 異常対処の報告

受託者は警備対象物件の異常対処の内容について、速やかに委託者へ報告書を提出すること。

3.5 業務完了報告書

受託者は、毎月の機械警備業務が完了したときは、翌月10日までに1ヶ月間の異常信号受信記録と毎日の管理区画毎に機械警備装置の警戒解除記録を記載した業務完了報告書を委託者に提出すること。なお、提出する報告の中で管理区画毎の警戒及び解除を行った日時情報は、委託者がインターネットにて情報を取り出すことを可能とすること。

3.6 鍵の預託・管理

委託者は、機械警備上必要な鍵を受託者に預託し、受託者は預託された鍵について、厳重に取扱うものとする。鍵の授受は、機械警備運用に係る業務委託契約履行期間開始の初日までに行

うものとし、その際、受託者は委託者に対し、預かり書の交付を行うものとする。交付された預かり書については、受託者及び委託者ともに契約履行期間最終日まで保管するものとする。

4.0 その他、特記事項

4.1 関係法令の遵守

受託者は、本業務の遂行にあたっては、この仕様書に基づいて実施するとともに、関係法令を遵守すること。

4.2 内訳書について

固定的経費の金額は原則として月割りとすること。また落札決定後、落札金額と整合する各費用についての内訳書を提出すること。

4.3 経費上限額等

本業務委託について本県が支払を予定している下表の各経費の上限額（消費税及び地方消費税相当額を除く）の範囲内で有効な入札を行った者を落札者とします。

	契約締結日（予定：令和8年3月）から 令和8年3月31日まで
機械警備導入に係る業務委託	非公表
	令和8年4月1日から 令和13年2月28日まで
機械警備運用に係る業務委託	非公表

4.4 本契約終了後の対応

本委託業務に係る契約期間終了後においても、次期機械警備の導入完了までの間（1ヶ月以内の期間を想定）、継続して当該業務について県が受託者に求めた場合は、同条件で引き続き契約を締結できること。

4.5 再委託の制限

- a)受託者は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- b)受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により委託者の承諾を得なければならない。この場合において、受託者は第三者の行為について委託者に対して全ての責任を負うものとする。

4.6 個人情報の取扱について

受託者は、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務の遂行上知り得た事項は、委託者の許可なく公表又は引用してはならない。また、本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

4.7 奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）について

別紙2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」によるものとする。

4.8 情報セキュリティに係る特記事項について

別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」によるものとする。

4.9 疑義

受託者は、本仕様書に定める業務の実施にあたって本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。

4.10 仕様書に含まれていない事項

本仕様書に含まれていない事項であっても、機械警備の導入及び運用にあたり不可欠な要件がある場合には、県と受託者との協議により本調達の範囲に含めること。

添付資料

- 別添 1 各階平面図
- 別添 2 商用電源確保と縦通線ルート確保
- 別添 3 近鉄高天ビル工事における基本指針

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による業務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 委託者は、必要があると認めるときは、隨時、個人情報の取扱状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項について留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先がISO/IEC27001、ISMS認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡とともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入とともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

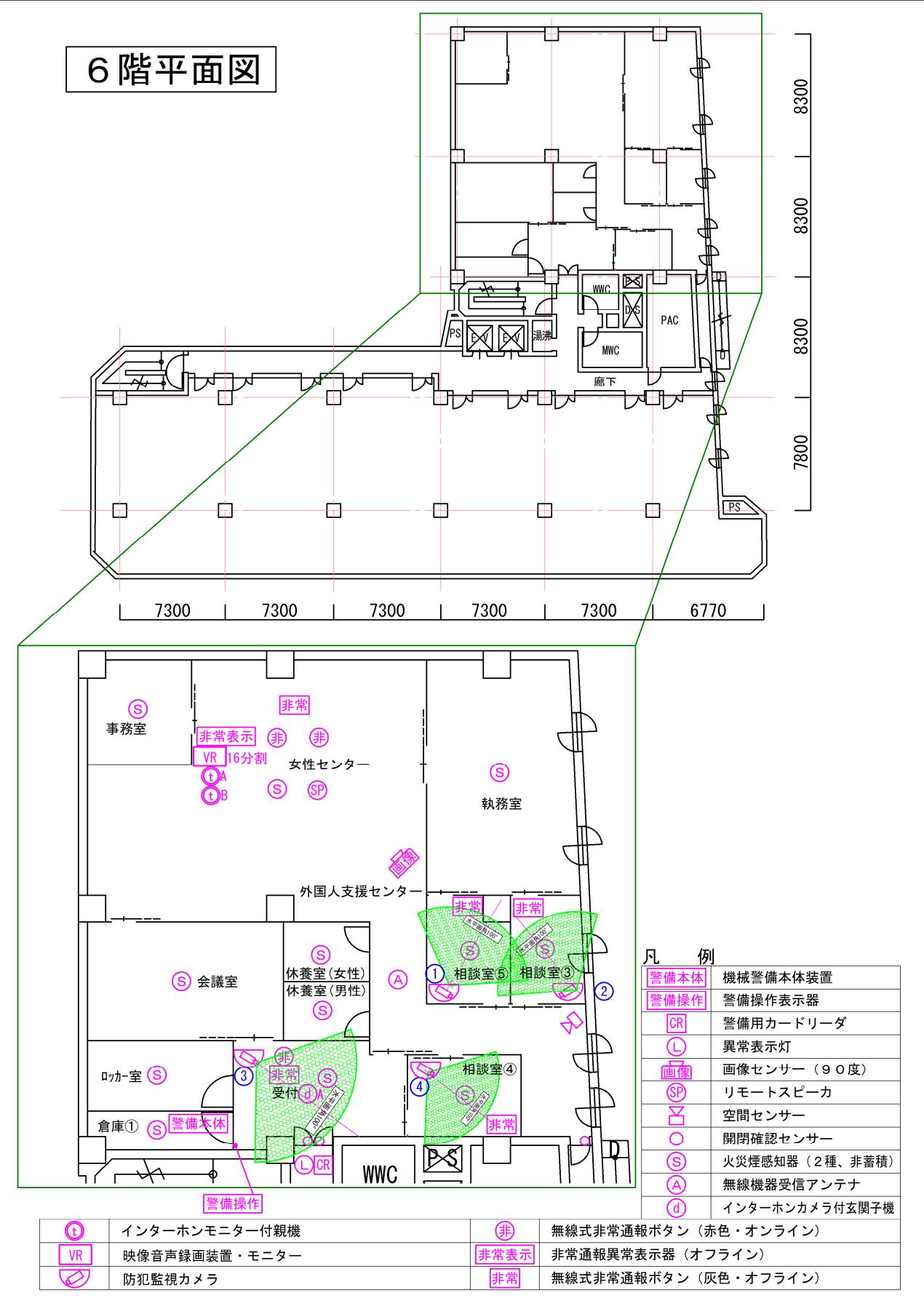
第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

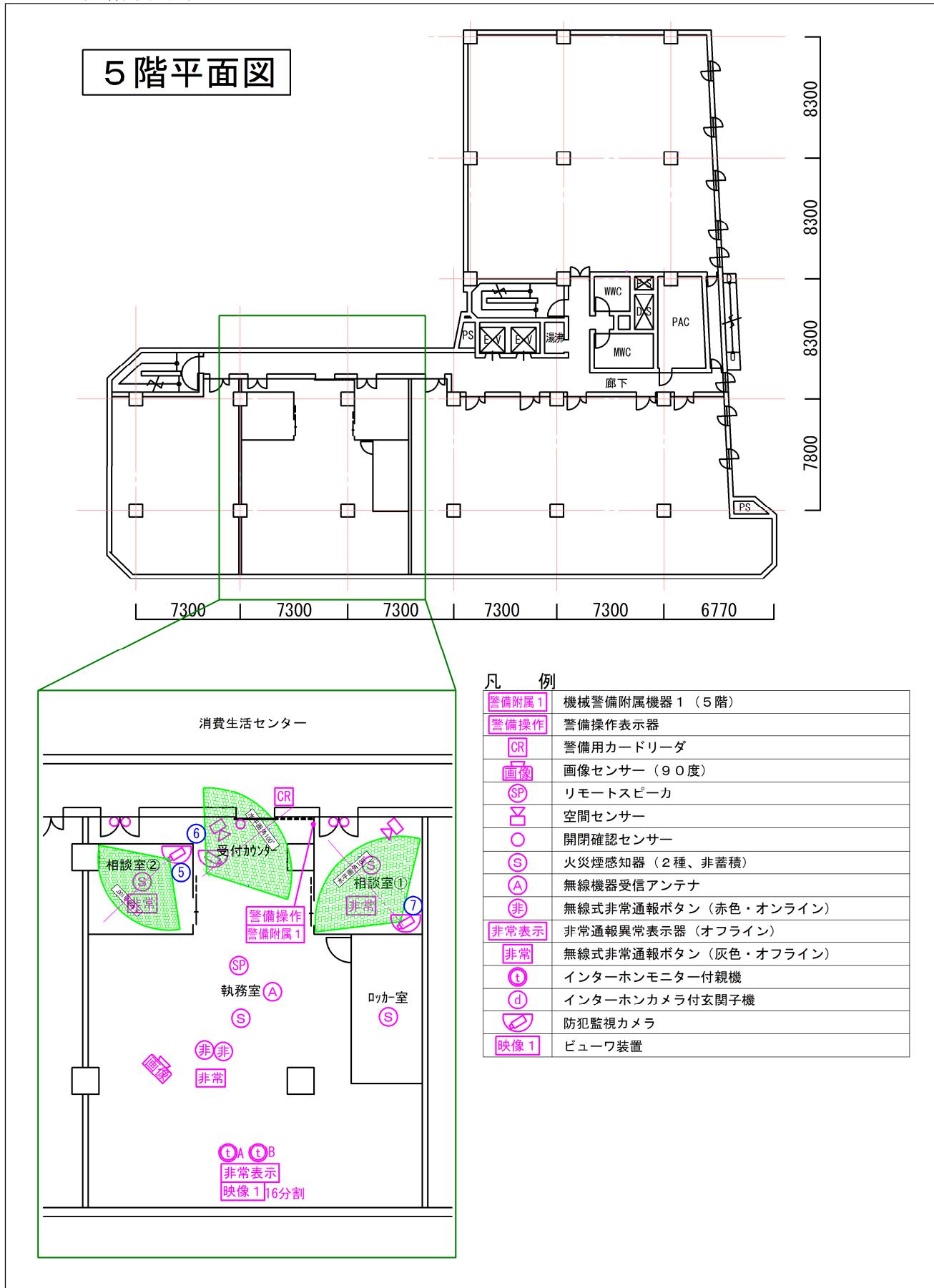
第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

別添1 (6階平面図)

6階平面図

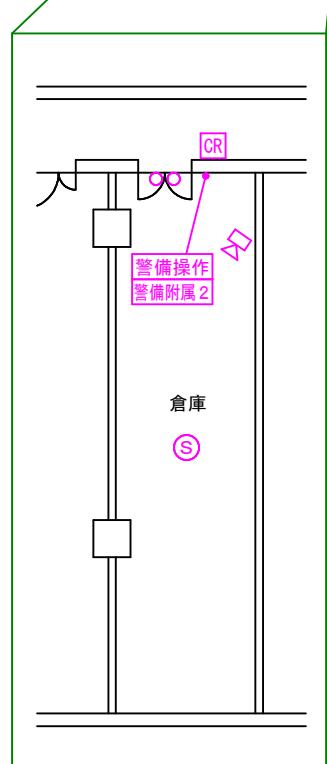
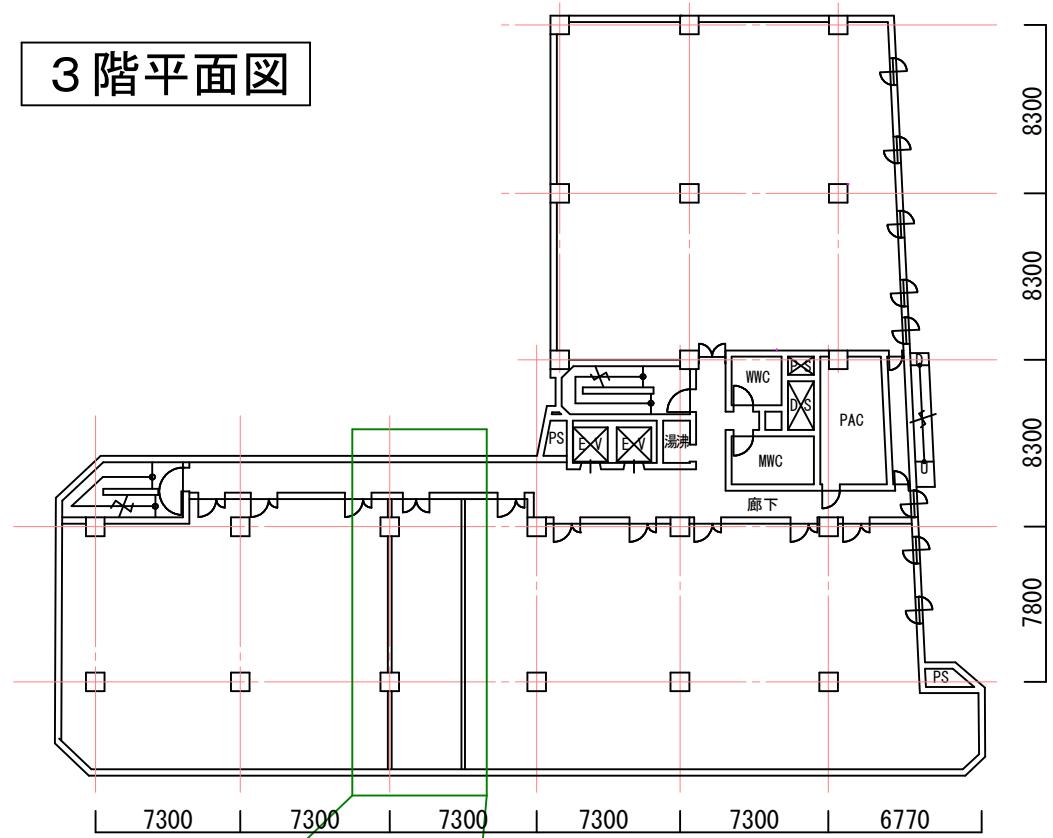


別添1 (5階平面図)



別添1 (3階平面図)

3階平面図



凡 例	
警備附属2	機械警備附属機器2（3階）
警備操作	警備操作表示器
CR	警備用カードリーダ
▽	空間センサー
○	開閉確認センサー
(S)	火災煙感知器（2種、非蓄積）

別添1 (2階平面図)

